

# 睦合中学校部活動に関する方針

## 1 本方針策定の趣旨等

- (1) 部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により行われるもので、個性の伸長や自主性、協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われなければならない。
- (2) このように教育的価値の高い部活動の在り方について、過度の練習を行うことに起因する障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、合わせて教員の働き方改革にも資するよう、スポーツ庁が平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、文化庁が平成30年12月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下合わせて「国のガイドライン」という。)を策定した。
- (3) 県では、スポーツ庁及び文化庁が策定したガイドラインにのっとり、平成30年4月に策定した「神奈川県部の活動の在り方に関する方針」(以下「県方針」という。)を平成31年3月に改定した。
- (4) 厚木市教育委員会は、国のガイドラインにのっとり、県方針を参考に、「厚木市立学校に係る部活動の方針」(以下「市方針」という。)を策定した。  
「睦合中学校部活動に関する方針」(以下「本方針」という。)は、市方針にのっとり策定した。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、各学校の教育目標を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営の方針を示す。
- イ 顧問の教員及び部活動指導員(以下「部活動顧問」という。)は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成する。
- ウ 部活動顧問は、活動方針や活動時間、場所、年間の経費等について、保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、保護者説明会等を設けるなど、適切な機会を設け説明する。
- エ 校長は、活動方針や活動計画(活動日、休養日、参加予定大会の日程等)を保護者等に周知するよう顧問に示す。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいですが、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行う。
- イ 校長は、年間指導計画、活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行う。
- ウ 部活動顧問は複数名配置することとし、部活動顧問間や部活動指導協力者等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。
- エ 部活動顧問は、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。
- オ 部活動顧問は、日常の運営、指導に関して、校長の指導の下、部活動顧問間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努めること。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけでなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技能レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶することが重要である。

### 4 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日とは、平日においては、朝、放課後を含め、一切の活動を行わないこと。土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）においては、一切の活動を行わないこととする。
- (2) 休養日の設定に当たっては次のとおりとする。
  - ア 週当たり2日以上 of 休養日を設ける（毎週水曜日及び休日のうち1日以上又は、休日2日以上を休養日とする。）。
  - イ 校長会が認めた大会、コンクール及び発表会等については、その2週間前から特例措置として土曜日及び日曜日の2日間の活動を認める。ただし、土曜日及び日曜日に活動した場合は、休養日を翌週の平日又は休日に振り替える。

ウ 1日の実質の活動時間は、平日2時間程度とし、休日も含めできるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。また、長期休業期中は3時間程度とする。

## 5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 多様な部活動の設置

学校においては、「競技力向上志向」「表現力向上志向」、「レクリエーション志向」「奉仕志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果、成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うこと及び生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努める。

### (2) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進めるよう努める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 学校単位で参加する大会の見直しについて

校長は、部活動が参加する大会等を把握し、休日等が開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担にならないよう、参加する大会を精査する。

## 7 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。

## 8 適用

この方針は、令和2年4月1日から適用する。